

# まくべつ

第45号  
平成27年3月発行

# 農業委員会だより



## 農業委員道内視察研修

昨年11月26日から28日の3日間、①6次産業化について、②食の安心・安全に対する道内企業の取組みについて、③農業委員会改革についての3点を研修テーマに、6次産業化による農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営などを行っている農業者や、農薬や肥料をはじめ、病害抑制についての研究や、新品種の開発などにより、食の安全と、生産コスト低減など安定生産のための取組を行っている道内企業等の視察研修を行いました。



## 紙面あんない

農業政策に関する要請書提出	2P
農地賃借料情報・農地パトロール	3P
農地移動状況・選挙人名簿登録状況	4P
農業者年金	5P
農業委員研修報告・年金相談会	6P
農業振興地域整備計画の全体見直し	7P
相続税の税制改正のあらまし・各種申請	8P

## 編集・発行

幕別町農業委員会  
幕別町本町130番地  
Tel. 0155-54-6625  
忠類支局  
幕別町忠類錦町439番地1  
Tel. 01558-8-2111

# 農業政策等に関する要請書を提出



農業委員会は、農業に関する当面の重要課題に加え、農地・担い手に係る諸問題に対し検討を行い、農業者の代表として農業者の声を行政に反映する、要望・建議活動を行っています。谷内会長、田邊会長職務代理者、國枝農政部会長から岡田町長へ要請書を提出し、国並びに北海道に対して働き掛けの要請を行いました。

## 農業政策等に関する要請

### 1 TPP協定交渉への対応について

政府は交渉にあたっては引き続き、昨年4月の「重要5農畜産物などの聖域確保ができなければ脱退も辞さない」とする国会の決議を遵守するとともに、農業と地域社会の持続的発展に支障が生じることがないように万全の措置を行い、また、交渉により収集した情報を含め、国民に対し十分な情報提供・説明を行うとともに、国民各層の意見を聞いた上で国民的議論を行うよう求めること。

### 2 日豪EPAへの対応について

日豪EPA協定による関税の引き下げは、輸入量の増加、価格の低下をまねくこととなり、飼料・燃油の高騰等により逼迫している町内の畜産・酪農経営に与える影響は計り知れず、経営の継続が困難となれば、地域社会にも大きな影響を与えることから、日豪EPAに関して、本町農業と地域社会の持続的発展に支障が生じることがないように、万全の国内対策を措置するよう求めること。

### 3 有害鳥獣の駆除対策について

エゾシカ、キツネなどの有害鳥獣による農業被害は、本町においても平成25年度で被害額が約5,200万円、被害面積は56haに達していることから、平成25年度から始まった鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業の必要予算の確保と期間の延長、また、ハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備に努めること。

### 4 農業基盤整備事業予算の確保について

農業の生産性向上や品質の高い農畜産物の生産、食料自給率の向上にとって、基盤整備事業の推進は不可欠であることから、農村現場に必要な予算を継続的に確保するとともに、地域の圃場条件にあった弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮すること。また、離農跡地の廃屋等の撤去や山林・原野などの非農地の農地化に対する支援制度を創設すること。

### 5 所有権移転による担い手への農地集積の推進について

本年から農地集積、耕作放棄地の発生・解消を目的として導入された農地中間管理機構は、賃貸借を対象とした制度であり、農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を促進するためにも、担い手農業者の農地所有は重要であり、機構集積協力金の対象を賃貸借に限定せず、農地中間管理機構の特例事業となった農地売買等事業も協力金の対象とすることや、譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び控除が連年受けられるよう明文化するなど農地の所有権移転を促す施策を講じること。

### 6 農業委員会関係予算の確保等について

農業委員会は、転用規制の厳格化や遊休農地対策の強化など、関係法令の改定に伴う法定業務や、農業者年金や後継者対策などの業務のほか、本年から導入された農地中間管理事業に伴う業務や、農地台帳の法定化により拡大された管理項目の維持管理、インターネットや事務局窓口での農地情報の公表業務が新たに増加することから、これらの所要経費に対して国は十分な予算を確保し、自治体への新たな経費負担が生じることがないように求めること。

### 7 農業委員会等の組織見直しについて

今回の農業委員会等の見直しは、地域毎の多様な農業の実状や農業現場に配慮されないまま議論がなされ、かつ急速に見直しがすすめられている、農業委員会等の見直しにあたっては、当事者である農業委員会、農業者など関係者の意見を広く聞き、地域の実状を十分に把握した上で、慎重な議論を尽くすよう強く求めること。

# 農地賃借料情報



平成 21 年 12 月に施行された農地法の改正に伴い、今までの標準小作料制度が廃止され、これに代わり農地の賃借料情報を提供することになりました。

平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法 3 条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっています。

なお、平均額の 2 倍以上の借地料により、周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会は指導を行うこととなっておりますのでご注意ください。

## 1 畑（普通畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	9,200 円	14,000 円	4,700 円	187
幕別地区（高台）	7,400 円	11,000 円	4,000 円	263
忠類地区	4,000 円	5,000 円	3,300 円	13

## 2 畑（牧草畑）の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区（低台）	5,100 円	7,700 円	4,000 円	※ 0
幕別地区（高台）	4,600 円	6,200 円	3,000 円	23
忠類地区	2,900 円	3,400 円	1,000 円	21

○幕別地区の低台地区は、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住 1・2・東、稲土別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地も含む。

○幕別地区の高台地区は、上記地区と忠類地区を除いた地区。

※「2 畑(牧草畑)の部 幕別地区(低台)」については、平成 24～26 年中の賃貸借の実例がないため、平成 23 年の賃借料を記載しています。

## 農地パトロール (利用状況調査)

農業委員会では、平成 21 年度の農地法改正により農地の利用調査が義務化されたことに伴い、平成 22 年 8 月に農地パトロール（利用状況調査）実施要領を制定し、同要領に基づき毎年 1 回、町内の農地の利用状況調査を実施しています。

昨年 9 月に農地パトロールと併せて農地の利用状況調査を実施した結果、遊休農地はありませんでした。

### ○農地所有者へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病虫害発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

# 平成26年(1月~12月)農地移動状況

項目		平成 26 年		平成 25 年		前年差		
区分	移動事由	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	
農地法 第3条	所有権の移転	売 買	12	51.29	44	180.13	△32	△128.84
		贈 与	13	183.27	11	223.82	2	△40.55
	賃借権の設定	賃 貸 借	39	203.56	46	188.38	△7	15.18
	使用貸借権 の設定	使用貸借	12	380.07	6	140.19	6	239.88
		経営移譲	5	31.08	5	16.49	0	14.59
農地保有合 理化促進事 業(道公社)	買 入	13	124.93	19	177.63	△6	△52.70	
	売 渡	10	74.43	10	55.63	0	18.80	
農用地利用 集積計画	所有権移転		42	292.30	32	245.24	10	47.06
	利用権設定	賃 貸 借	122	738.58	103	667.46	19	71.12
		使用貸借	0	0	0	0	0	0

# 農業委員選挙人名簿登録状況

農業委員会委員選挙人名簿は「農業委員会等に関する法律」の規定により、市町村の選挙管理委員会が有権者からの申請に基づき、毎年1月1日現在で調製し、3月31日をもって確定され、翌年の3月30日まで据え置かれます。

## 選挙人名簿登録予定者数

選挙区	男性	女性	計	前年度登録者数	増 減
幕別選挙区	778	665	1,443	1,490人	△47
忠類選挙区	123	104	227	249人	△22
計	901	769	1,670	1,739人	△69

### 【選挙権・被選挙権の要件】

農業委員会の選挙による委員の選挙権と被選挙権は農業委員会等に関する法律の規定により、次の三つの要件をすべて備えていることが必要です。

- 一 当該農業委員会の区域内に住所を有すること
- 二 年齢が満20歳以上であること
- 三 次の①から③のいずれかに該当すること
  - ① 北海道にあっては30アール以上の農地で耕作の業務を営む方
  - ② ①の方の同居の親族または配偶者であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認める方
  - ③ 北海道にあっては30アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認める方

～39歳までの皆様へ

新しい手積み立年金

# 政策支援加入で 将来の安心を!



農業者年金のコーナー

## 政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

### 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※国庫補助額は月額保険料2万円に対する補助額(割合)です。  
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

- 政策支援を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上で加入した場合は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

**注意**

## 現況届は忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、毎年6月末日までに現況届を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が提出されない場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

# ◆農業委員研修報告◆

## 「農業委員会活動強化研修会」

1月21日に札幌市において「農業委員会活動強化研修会」が開催され、本町からは、谷内会長、蛭原委員、加藤委員、前川委員の4名が出席しました。

研修では、全国農業会議所調査役阿久津氏が「農業委員会制度・組織改革をめぐる情勢について」と題し、規制改革会議の経緯や、農業委員会法改正に向けた今後の対応などについての講演の後、大樹町農業委員会会長より農地中間管理事業への取り組みについて、渡島管内女性農業委員の会長より女性農業委員組織ネットワークの設立について、雄武町農業委員会農地係長より遊休農地対策についての事例報告が行われました。

## 「南十勝農業委員等研修会」

2月5日から6日にわたり音更町において南十勝農業委員会連絡協議会主催による「南十勝農業委員等研修会」が開催され、本町から委員23名が出席しました。

当番町村である広尾町農業委員会新海会長、来賓の十勝農業委員

会連合会木下会長のあいさつの後、北海道農業会議佐久間事務局長から「農業委員会と農地制度をめぐる情勢について」と題し、T P Pの状況や、農業委員会制度・組織検討に関する経緯と動向、地方分権による農地転用許可の権限移譲について情勢報告されました。

また、(株)満寿屋商店杉山社長から「地産地消地人のパンづくり」と題し、十勝産小麦を使用したパンづくりや食育活動などについての講演が行われました。翌日は、十勝総合振興局産業振興部農務課森主幹から「農業情勢と農業政策について」と題し、地域の活力創造プランの改訂について、また、十勝農業の現状と課題などについて説明がなされ、2日間に渡る研修が行われました。

## 「南十勝農業後継者担い手対策研修会」

2月20日大樹町福祉センターにおいて、南十勝農業委員会連絡協議会主催・大樹町農業担い手センター主管による「南十勝農業後継者担い手対策研修会」が開催さ

れ本町からは委員23名が参加しました。  
農家向けの婚活前コミュニケーション講座や、農業法人での人事業務などを請け負う人材開発コンサルタント「ブラン・ジュテ」の上田菜香代表から「農ベル婚活賞を青年に！」と題した講演を聴講し、その後「大樹町の取組みについて」事例発表が行われました。



## 農業者年金相談会



農業委員会及び農業者年金協議会主催による農業者年金相談会が昨年12月4日に各農協の協力のもとに開催されました。

この相談会は年金受給を間近に控えた方を対象に毎年開催しており、北海道農業会議から農業者年金相談指導員の橋本正雄氏を講師にお招きし、年金制度の概要や基礎知識、経営移譲や受給方法などについて説明を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、年金支給額の確認や経営移譲に伴う農地の処分方法・時期などについて相談されました。

# 農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて「幕別町農業振興地域整備計画（農振計画）」の全体見直しを行います。この計画は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づいて、おおむね 10 年先を展望した農業の健全な発展、農地の合理的な利用に役立てるための農業振興地域整備計画を、おおむね 5 年に一度見直すものです。

この計画により、農用地として確保・利用する土地を「農用地区域」として設定しています。

農地に農業用施設や住宅等を建てる場合、その土地が農業振興地域内の「農用地区域」に指定されている場合には、用途の変更や農用地区域からの除外（農振除外）の申し出が必要です。

この全体見直しに伴い、関係機関との協議等が伴うことから、随時受け付けている個別の申し出（農用地区域からの除外、農業用施設用地への用途変更等）に関する受付を次のとおり一時休止しますので、農振農用地区域の変更を検討している方は、お早めにご相談ください。

- ◆ 申出受付休止期間（予定） 平成 27 年 7 月 1 日から全体見直し完了まで
- ◆ 申出受付期日（予定） 平成 27 年 6 月 30 日
- ◆ 問い合わせ先 幕別町経済部農林課農政係（Tel.54-6605）
- ◆ その他 全体見直しは、平成 28 年 3 月に完了予定としていますが、関係機関との協議によっては受付休止期間に変更が生じる可能性があります。変更が生じる際には、「広報まくべつ」等でお知らせいたします。

## 農振(のうしん)って何ですか？

農業振興地域または農業振興地域制度を略して、農振（のうしん）と呼んでいます。

農業振興地域とは、長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定する地域で、幕別町では、市街地を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

また、この地域は、総合的に農業の振興を図ることを目的としており、この目的に沿った計画が「幕別町農業振興地域整備計画書（農振計画）」であり、幕別町が策定、見直しするものです。

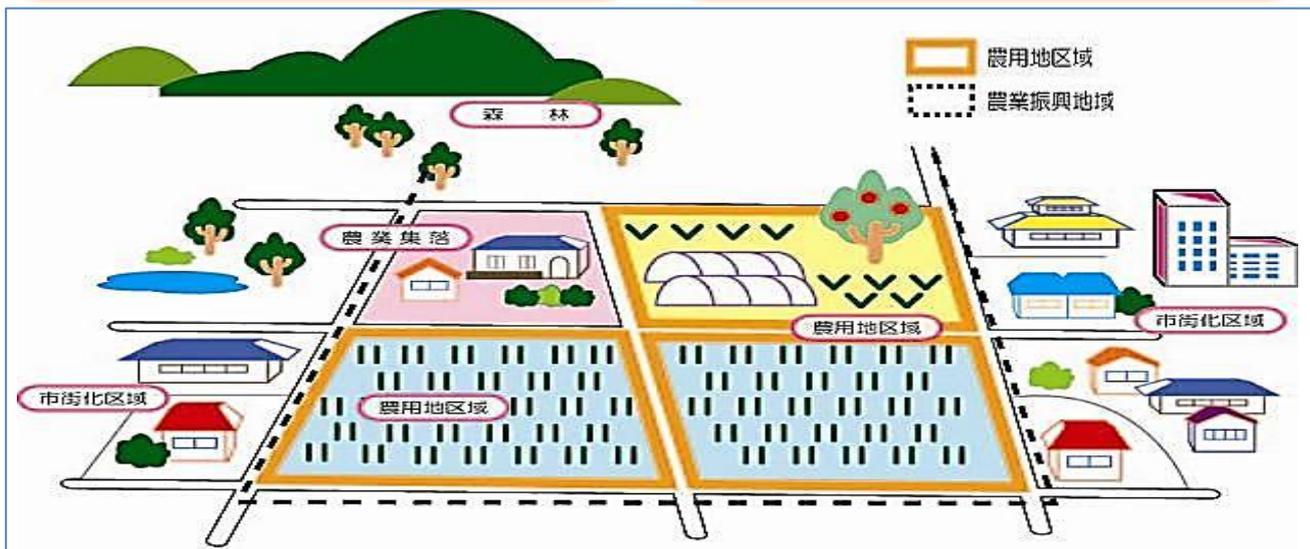
## 農用地区域って何ですか？

農業振興地域の中で、おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべきとされる土地として「農用地区域」を定めています。

農業者の方が耕作している畑も農用地区域に設定されています。このほか、農業用施設用地や採草放牧地も同様です。

土地改良事業の実施や補助事業の実施等、農業振興に必要な各種施策は、農用地区域に設定されていることが条件になります。

その代り、この区域内で住宅を建てるなど、農業以外での土地利用が制限されています。



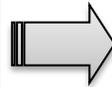
平成 27 年 1 月 1 日施行

# 相続税の税制改正のあらまし

## 相続税 改正 1 遺産に係る基礎控除

○遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】  
5,000 万円＋  
(1,000 万円×法定相続人の数)



【改正後】  
3,000 万円＋  
(600 万円×法定相続人の数)

## 相続税 改正 2 相続税の税率構造

○最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
～ 1,000 万円以下	10%	10%
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	15%	15%
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	20%	20%
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	30%	30%
1 億円超 ～ 2 億円以下	40%	40%
2 億円超 ～ 3 億円以下		45%
3 億円超 ～ 6 億円以下	50%	50%
6 億円超 ～		55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

## 相続税 改正 3 税 額 控 除

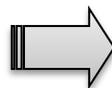
○未成年者・障害者控除の控除額が引き上げられます

未成年者控除【改正前】  
20 歳までの 1 年につき 6 万円



未成年者控除【改正後】  
20 歳までの 1 年につき 10 万円

あああ障害者控除【改正前】  
85 歳までの 1 年につき 6 万円  
(特別障害者 12 万円)



障害者控除【改正後】  
85 歳までの 1 年につき 10 万円  
(特別障害者 20 万円)

◆ 広報委員 ◆  
 委員長 齊藤 勤 一  
 副委員長 森 雅 洋  
 委員 石川 宏  
 委員 加藤 雅  
 委員 大野 和  
 委員 高橋 秀  
 委員 中島 孝  
 委員 高野 英

## 各種申請は毎月 10 日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

[http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko\\_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html](http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html)